

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正)
 第二十条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第五条第二項第一号中「心身の故障」を「障害」に、「第七十五条」を「第七十五条第二項及び第三項」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同項第五号中「聾学校」を「聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第七号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。
 (障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第二十一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

別表第三第五号中「聾学校、養護学校」を「特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。)」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正)
 第二十二号 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二の項を次のように改める。

二 特別支援学校の高等部	普通教育を主とする学科(知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)である生徒に対する教育を主として行うものに限る。)	法第十七条の規定により算定した数に加える数。当該学科の数に一を乗じて得た数
	保健医療に関する専門教育を主とする学科(視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。)	法第十七条の規定により算定した数に加える数。当該学科の数に一を乗じて得た数
	産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科(聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。)	法第十七条の規定により算定した数に加える数。当該学科の数に一を乗じて得た数

第三条第二項の表三の項及び四の項を削る。
 第四条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正)
 第二十三号 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 別表第三中「別表第三」を「別表第三(第三十七条関係)」に改め、同表盲学校の項中「盲学校」を「視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育(以下この表において「視覚障害教育」という。))を専ら行う特別支援学校」に改め、同表聾学校及び養護学校の項中「聾学校及び養護学校」を「聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)である幼児、児童又は生徒に対する教育(以下この表において「聴覚障害教育」という。))を専ら行う特別支援学校」に改め、同項の次に次のように加える。

視覚障害教育及び聴覚障害教育を行う特別支援学校
 以下三、五〇〇円以上一四、五〇〇円以下の範囲内で、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第三十七条関係)」に改め、同表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正)
 第二十四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。
 (母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正)

第二十五条 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「盲学校、聾学校又は養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。
 (著作権法施行令の一部改正)

第二十六条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第三号中「盲学校」を「特別支援学校(視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行うものに限る。)」に改める。

別表第三号を次のように改める。
 三 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 (沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第二十七号 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。
 第二十七条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(私立学校振興助成法施行令の一部改正)
 第二十八号 私立学校振興助成法施行令(昭和五十一年政令第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第二号口中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身に故障」を「障害」に改める。
 (活動火山対策特別措置法施行令の一部改正)

第二十九号 活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 第六条第二項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 (プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正)

第三十号 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四号を次のように改める。
 四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 (教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三十一条 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令(平成元年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。